

## 第75回全国植樹祭 秩父地域推進協議会規約

### (名称)

第1条 この会は、第75回全国植樹祭秩父地域推進協議会（以下「推進協議会」という。）という。

### (目的)

第2条 推進協議会は、第75回全国植樹祭（以下「全国植樹祭」という。）秩父地域推進委員会（以下「推進委員会」という。）規約第9条に基づき組織され、全国植樹祭が秩父ミューズパークで開催されるにあたり、主催の国土緑化推進機構及び埼玉県と連携して、森林・林業の役割や意義に対する住民の理解と関心を高め、これまで取り組んできた森林づくりや、歴史・文化・産業等秩父地域の魅力を全国に発信し、秩父地域一丸となって全国植樹祭を成功に導くとともに、全国植樹祭の経験を将来の森林づくりや地域づくりに活かしていくことを目的とする。

### (事業)

第3条 推進協議会は、次の事務を行う

- (1) 全国植樹祭の準備に際し必要な事項に関する事
- (2) 埼玉県その他関係機関との連絡調整に関する事
- (3) 全国植樹祭に伴う市町実施の事業に関する事
- (4) 推進委員会に付議すべき事項に関する事
- (5) その他会長が必要と認める事項に関する事

### (推進協議会の構成)

第4条 推進協議会の構成団体及び会員等は、別表に掲げる者をもって充てるほか、会長が必要であると認めるときには追加することができる。

- 2 推進協議会は、会員のうちから会長及び副会長を置く
- 3 会長は秩父市長をもってこれに充てる
- 4 副会長は小鹿野町長をもってこれに充てる
- 5 監事は、会長が指名する

### (役員職務)

第5条 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 監事は推進協議会の会計その他の事務を監査する。

(会議)

第6条 会長は必要に応じ会員を招集し、推進協議会を開催する。

2 推進協議会の議長は、会長とする。

3 推進協議会の議事は、出席した副会長及び会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、書面をもって表決し議決に代えることができる。

(事務局)

第7条 推進協議会の事務局は、秩父市・小鹿野町の全国植樹祭担当部署が担う。

(解散)

第8条 推進協議会は、第2条の目的が達成されたときには、実績報告等を行い解散するものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、推進協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年5月15日から施行する。

別表（第4条関係）

第75回全国植樹祭秩父地域推進協議会 会員名簿

職名	所属	氏名
会長	秩父市長	北堀 篤
副会長	小鹿野町長	森 真太郎
会員	横瀬町長	富田 能成
	皆野町長	柴崎 勉
	長瀨町長	大澤タキ江
	林野庁関東森林管理局埼玉森林管理事務所 所長	小澤 伸浩
	東京大学秩父演習林 林長	山田 利博
	公益社団法人埼玉県農林公社 森林局長	鈴木 英雄
	秩父広域森林組合 組合長	吉田 廣文
	秩父木材協同組合 理事長	金子 真治
	一般社団法人秩父地域おもてなし観光公社 事務局長	井上 正幸
	秩父地域森林林業活性化協議会 事業推進リーダー	齋藤 透
会員 (オブザーバー)	埼玉県全国植樹祭推進課 副課長	浅海 殉也
	埼玉県秩父農林振興センター 副所長	吉田 壮一